

政策会議付議事案書 (令和3年2月9日)

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

<p>事案名</p>	<p>秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正することについて</p>	<p>⑨ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員については、秦野市スポーツ推進審議会設置条例（以下「条例」という。）において、審議会の定数とともに、委員選出区分ごとの定数も定められています。</p> <p>現在の委員の任期が満了し、新たな委員を選出するに際して、現在の委員構成を見直すに当たり、委員選出区分ごとの定数を廃止し、時勢の変化に応じて必要な委員を任命できるよう、条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>現在、条例では、委員の定数を10名、さらに選出区分ごとにスポーツに関する学識経験者5名、関係行政機関の職員5名と定めています。</p> <p>本年4月から「第2期秦野市スポーツ推進計画」に基づく事業を実施しますが、スポーツは人口減少、少子高齢化社会において、健康寿命の延伸やコミュニティの再生・創造のツールとして注目されるなど、スポーツを取り巻く環境は変化しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、審議会の委員の構成を見直し、広く社会情勢に応じた専門的な意見を聴取できるようにするため、条例を改正するものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <p>委員構成の改正</p> <p>第2条に規定する審議会の委員の定数を10名以内とし、「スポーツに関する学識経験者」、「関係行政機関の職員」、「その他市長が必要と認める者」のうちから任命するものとし、選出区分ごとの委員定数は廃止すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年2月26日 令和3年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 3月下旬 公布の日に改正条例を施行</p> <p>規則の改正</p> <p>審議会の委員の委嘱、計画の諮問、答申</p> <p>※現委員の任期 平成31年2月22日～令和3年2月21日</p>	

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正することについて

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

健康寿命の延伸などスポーツに求められる役割が多様化していること等を踏まえ、秦野市スポーツ推進審議会の委員の構成を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例

秦野市スポーツ推進審議会条例（昭和39年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「10名」を「10名以内」に、「次の各号に」を「次に」に、「任命する」を「市長が委嘱する」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

第3条第2項を次のように改める。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条第3項を削る。

第4条中「運営その他、必要な事項」を「組織及び運営について必要な事項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号 秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会の委員の定数は<u>10名以内</u>とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する学識経験者</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の<u>残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の<u>組織及び運営</u>について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会の委員の定数は<u>10名</u>とし、次の各号に掲げる者のうちから任命する。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する学識経験者 5名</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員 5名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を任命する。</p> <p>3 <u>前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の<u>運営その他</u>、必要な事項は、規則で定める。</p>

# 秦野市スポーツ推進審議会 委員改選案

令和3年2月 スポーツ推進課作成

旧

(1) 秦野市スポーツ推進審議会設置条例第2条第1号(スポーツに関する学識経験者)

選出区分		現委員		
		氏名	選出団体名	団体役職
ア	学識経験者	知念 嘉史	東海大学体育学部	准教授
		安部 総一郎	秦野伊勢原医師会	県医師会健康スポーツ医部会幹事
イ	関係団体の役員	今井 茂文	少年スポーツ指導者協議会	会長
		遠藤 五夫	公益財団法人秦野市スポーツ協会	会長
ウ	その他の者	水流 恵至	市民公募	

(2) 秦野市スポーツ推進審議会設置条例第2条第2号(関係行政機関の職員)

選出区分		現委員		
		氏名	選出団体名	団体役職
ア	公立学校の教員	大森 智	小学校長会	南が丘小学校長
		柏木 荘一	中学校長会	渋沢中学校長
		藤田 崇史	平塚秦野地区県立学校長会議	秦野高校教諭
イ	その他の者	飯田 文宏	教育委員会	教育委員
		吉田 及子	スポーツ推進委員連絡協議会	副会長

新

(1) 秦野市スポーツ推進審議会設置条例第2条第1号(スポーツに関する学識経験者)

選出区分		新委員
ア	学識経験者	大学教授等
		大学教授等
		秦野伊勢原医師会
イ	関係団体の役員	公益財団法人秦野市スポーツ協会
		少年スポーツ指導者団体等
		神奈川県山岳連盟

(2) 秦野市スポーツ推進審議会設置条例第2条第2号(関係行政機関の職員)

選出区分		新委員
ア	公立学校の教員	中学校長会
		平塚秦野地区県立学校長会議
イ	その他の者	スポーツ推進委員連絡協議会

(3) 秦野市スポーツ推進審議会設置条例第2条第3号(その他市長が必要と認める者)

公募その他の方法により市長が選定した者

※委員の選出に当たっては、関係団体に推薦を依頼する。